

お客様各位

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う政府支援策等のご案内

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、事業者の経営状況の悪化が懸念されております。この影響に伴い、資金繰りに支障が生じることがないように、政府による支援策や相談窓口等が設けられております。

主なものは下記のとおりです。ご参考までに、問い合わせ先を記載させていただきました。

記

1. 日本政策金融公庫の融資制度

- ・新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
対象：旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方
取扱期間：令和2年2月21日から令和2年8月31日まで
【日本政策金融公庫 HP】新型コロナウイルスに関する相談窓口
https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html
- ・経営環境変化対応資金
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html

2. セーフティネット保証制度（中小企業庁）

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証と別枠の保証が利用可能（セーフティネット保証4号：突発的災害）
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>
- ・指定業種に該当し最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者（セーフティネット保証5号：業況の悪化している業種）
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

3. 都道府県等による対応緊急資金融資制度

各都道府県により取り扱いが異なりますので、各都道府県のホームページをご確認ください。

4. 雇用調整助成金の特例（厚生労働省）

対象：中国関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主
取扱期間：休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日まで
助成率：休業手当等の負担額に対する2/3（中小企業）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09477.html

5. 相談窓口（経済産業省）

新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設
<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200129007/20200129007.html>

